

令和7年度京都市京町家の保全・継承に係る施策検討業務 に関する受託候補者募集要項

標記の業務の委託に関し、公募型プロポーザル方式により受託候補者の選定を行いますので、次のとおり提案を募集します。

1 委託業務の概要

(1) 業務の名称

令和7年度京都市京町家の保全・継承に係る施策検討業務

(2) 業務の内容

別紙「令和7年度京都市京町家の保全・継承に係る施策検討業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務の期間

契約の日の翌日から令和8年3月31日まで

(4) 委託費用の上限

金5,660,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 上記金額には、委託業務の実施に係る全ての費用（仕様書において本市が負担すると明記している費用を除く。）を含む。

2 参加資格

本業務に関する十分な履行能力を判断するため、以下の事項を満たしていることを募集の要件とする。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されており、募集の開始の日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていない者、又は、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項に掲げる次の資格を有し、かつ、自己を証明する書類を提出する者

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと

イ 引き続き1年以上、当該営業を営んでいること

ウ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと

エ 本市の市民税及び固定資産税を滞納していないこと

オ 本市の水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと

カ 法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。

キ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと

(2) 本業務に関する統括及び管理を行う管理技術者又は本業務に関する技術上の管理を行う主任技術者について、一級建築士、二級建築士又は技術士（建設部門又は都市計画部門）

のいずれかの資格を有する者を配置する者

- (3) 団体若しくはその代表者が契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと
- (4) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと
- (5) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと
- (6) 団体又はその代表者が指定暴力団の構成員でないことのほか、受託者としてふさわしくない者でないこと

3 応募手続等

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加希望者（以下「受託希望者」という。）は、次の書類を提出すること。

なお、本プロポーザルの参加に当たっては、令和6年度に実施した京都市京町家・保全継承審議会における配布資料及び議事録を以下ホームページで公開しているので、参照すること。

ア 提案書（第1号様式～第4号様式） 5部

※ 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者以外は、「自己を証明する書類」として次の書類（⑦～⑪）については原本（コピー不可）とし、提案書等の提出の日から3か月以内に発行されたもの）を各1部提出すること

⑦ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）（法人の場合）又は印鑑登録証明書（個人の場合）

⑧ 上記2(1)ウ、エを証明する納税証明書

※ エについては、法人にあっては京都市内に事業所等が所在する場合又は法人名義の固定資産を所有する場合のみ、個人にあっては京都市内に住民票がある場合又は固定資産を所有する場合のみ

⑨ 水道料金・下水道使用料納付証明書

※ 京都市内に事業所等が所在し、使用者名義が本件受託希望者の場合のみ

⑩ 登録を受けている事業の登録証明書

※ 法令の規定により、当該営業について免許、許可又は登録等が必要な場合のみ

イ 受託希望金額に関する見積書 1部

※ 様式は自由とし、積算内訳を記載すること

ウ 類似業務等の契約書の写し 1部

※ 業務概要の記載に代えて当該業務の仕様書等を添付する場合は、当該仕様書等を

各 1 部提出すること

エ 提案に係る添付書類（任意）

5 部

(2) 提案事項

「本業務を効率的・効果的に実施するための取組方針及び実施体制」及び「これまでの本市の取組を踏まえ、京町家の保全・継承に向けて、より実効性が高いと考えられる施策とその理由」について提案すること。

(3) 提出期限

令和 7 年 4 月 3 0 日（水）午後 5 時必着

(4) 提出先及び提出方法

担当部局宛てに郵送又は事前に電話連絡のうえ持参により提出すること

※ 郵送による場合は、配達されたことを必ず電話で確認すること

※ 持参の場合は、京都市の休日を定める条例第 1 条第 1 項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

(5) 提案募集に係る質疑

ア 質疑の方法

本提案募集の内容について質疑がある場合は、令和 7 年 4 月 2 1 日（月）正午までに（必着）、担当部局宛てに電子メール又は持参により、質疑書（様式任意）を提出すること。

※ 電子メールによる場合は、受信を必ず電話で確認すること。

※ 持参の場合は、休日を除く日の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

イ 質疑に対する回答

全ての質疑及び回答については、令和 7 年 4 月 2 3 日（水）午後 5 時までに、都市計画局まち再生・創造推進室のホームページに掲載する。

なお、回答は本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

【本プロポーザルのホームページアドレス】

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000340241.html>

(6) 担当部局

都市計画局まち再生・創造推進室（担当 岡本、嶋澤）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488（分庁舎 2 階 8 番窓口）

電話：(075) 222-3503

電子メールアドレス：machisai_kyomachiya@city.kyoto.lg.jp

4 受託候補者の選定

(1) 選定方法

受託候補者選定委員会（都市計画局まち再生・創造推進室内に設置）において、提出さ

れた提案書に基づき、次の(2)に掲げる評価項目について内容を審査及び評価し、第1順位の提案を行った者を受託候補者として選定する。ただし、その者が本業務を適切に履行する能力を有すると認められないなど、本業務の履行に支障があると認められる場合においては、受託候補者として選定しないことがある。

なお、この場合においては、次点の者（ただし、本業務を適切に履行する能力を有すると認められる者に限る。）を受託候補者として選定することとする。

(2) 評価項目

評価項目		評価事項	評価点 (100点満点)
実施体制	本店等の所在地	市内に本店又は支店があるか。	4点
	担当技術者の人数及び保有資格	業務遂行に十分な技術者が確保されているか（管理技術者及び主任技術者を含まない。）。	8点
	管理技術者の従事している他業務の状況	他に従事している又は従事する予定のある業務があるか。	4点
	主任技術者の従事している他業務の状況	他に従事している又は従事する予定のある業務があるか。	4点
業務実績	管理技術者の同種類 似業務の実績	同種又は類似業務の実績を有しているか。	6点
	主任技術者の同種類 似業務の実績	同種又は類似業務の実績を有しているか。	6点
提案の 的確性	本業務を効率的・効果的に実施するための取組方針及び実施体制について、適切かつ具体的な提案がされているか。		24点
	これまでの審議会における議論を理解したうえで、より実効性が高い施策が提案されているか。 ※提案の具体性、独創性、実現性の観点で評価する。		24点
資料作成能力	要点を押さえ、見やすく、理解しやすい資料となっているか。		12点
受託希望金額	全受託希望者中の最低価格との比較（5段階評価）による。		8点

(3) 選定結果の通知等

ア 選定結果は、審査後速やかに、全ての受託希望者に対し書面により通知する。

イ 契約の相手方を選定した後に、選定の結果、参加した事業者、評価点及び契約の相手方を選定した理由を公表する。

5 契約の締結

受託候補者の選定後、本市が提示する仕様書及び受託候補者の提案内容等を踏まえ、契約内容について協議し、合意に達した場合に契約を締結する。

なお、合意に達しない場合は、次点の者と順次協議を行い、合意に達したときは、その者（ただし、本業務を適切に履行する能力を有すると認められる者に限る。）と契約を締結することとする。

6 注意事項等

(1) 参加資格について

提案書等の提出の日から選定結果の通知の日までに、上記2に定める参加資格を欠くこととなった場合は、本プロポーザルへの参加を取り消す。

(2) 提出書類について

ア 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、受託希望者の負担とする。

ウ 提出書類は返却しない。

エ 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等で本市の承諾を得た場合以外は認めない。

オ 提案書等の著作権は、受託希望者に帰属し、本市が提出書類を受託希望者に無断で本業務の受託候補者の選定に係る目的以外で使用することはない。ただし、提案の選定の公表等必要な場合には、提案書等の内容を本市が無償で利用できるものとする。

カ 同一の受託希望者が、提出書類を複数提出することは認めない。

キ 提案書等の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること

ク 本プロポーザルにおいて本市が提供する資料は、提案に関わる検討以外の目的で使用するを禁じる。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁じる。

ケ 次のいずれかに該当する場合は無効とする。

(7) 提出書類を本要項に定める提出期限、提出方法等によらずに提出した場合

(4) 提出書類に記載すべき事項の全部若しくは一部が記載されていない場合又は不備がある場合

(3) 失格事項について

次のいずれかに該当する場合は失格とする。この場合においては、その者の名を公表し、本市が今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定する競争入札への参加を停止することがある。

ア 提出書類に虚偽の内容が含まれると認められる場合

イ 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合